



2025年5月23日

各位

会社名	株式会社デジタルキューブ
(コード番号	263A TOKYO PRO Market)
代表者名	代表取締役社長 小賀浩通
問い合わせ先	執行役員管理部長 菊池崇仁
TEL	050-3355-1751
URL	https://www.digitalcube.jp/

ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役（2025年6月26日開催予定の定時株主総会で新たに選任される候補者）及び従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること、並びにストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することの承認を求める議案を2025年6月26日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当該取締役（新任候補者）に対する新株予約権付与は、会社法第361条の報酬等に該当しますが、従来の取締役の報酬限度額の枠内にて報酬等として新株予約権を付与することについても、2025年6月26日開催予定の定時株主総会において併せて承認を求める予定です。

記

1. ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社の取締役（2025年6月26日開催予定の定時株主総会で新たに選任される候補者）及び従業員に対して、業績向上に対する意欲や士気を喚起することにより当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図るためのインセンティブを与えることを目的として、無償にてストック・オプションとしての新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の名称

株式会社デジタルキューブ第3回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）

3. 本新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」といいます。）

2025年6月27日

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」といいます。）は 1 株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

5. 本新株予約権の総数

10,000 個

6. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しないものとする。

7. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」といいます。）は、金 800 円とする。
- (3) 新株予約権の行使価額については、当社の普通株式は東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場しているものの、流動性が高くない等の理由から株式価値算定を行うことが望ましいものと判断し、新株予約権の発行に際して定められた諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルである DCF 法を基礎として、当社から独立した第三者機関である InnOpe 合同会社に新株予約権の発行価額の公正価値算定を依頼し、同社が算出した株式価値を参考に行使価額を決定した。

8. 行使価額の調整

- (1) 当社が、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

- (2) 当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} = \frac{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{新規発行・処分株式数}}{\text{時価}} \times 1\text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}} \\ \text{行使価額} \quad \text{行使価額} \end{array}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

- (3) 本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

9. 本新株予約権を行使することができる期間

2027年6月27日から2035年6月25日まで（行使期間の最終日が会社の営業日でない日に当たる場合は、その直前営業日が最終日となる。）とする。

10. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の付与を受けた者（以下「本新株予約権者」といいます。）は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場した場合に限り本新株予約権を行使することができる。
- (2) 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要しない。
- (3) 本新株予約権者は、以下のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の①、③、⑨の場合を除き、当社の取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成の決議をした場合にはこの限りではない。
- ① 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
 - ② 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
 - ③ 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
 - ④ 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
 - ⑥ 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
 - ⑦ 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
 - ⑧ 役員又は使用人として果たすべき忠実義務等に違反した場合
 - ⑨ 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

- (4) 本新株予約権者は、権利行使期間内のいずれの年（暦年）においても、新株予約権の行使に係る行使価額の年間の合計額が1,200万円を超過することになる行使はできない。
- (5) 本新株予約権者が本新株予約権を行使する場合は、保有する全ての本新株予約権を一括して行使するものとする。
- (6) その他の行使の条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する「第3回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

11. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、以下に定める議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当社取締役会が別途定める日に、無償で募集新株予約権を取得することができるものとする。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (2) 当社は、上記(1)の規定にかかわらず、当社株主総会が有償で取得すると決議した場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議）には当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会）が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。
- (3) 当社は、本新株予約権者が上記10.(3)に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合、本新株予約権者が死亡した場合、権利行使条件が満たされないことが確定した場合又は本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合（放棄したとみなされた場合も含む。）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

12. 本新株予約権の譲渡

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

13. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

14. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、本新株予約権を行使することができる期間中に当社所定の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を記入した当社所定の新株予約権行使請求書（本新株予約権者の記名押印済みのもの）を提出するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、上記(1)に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて当社所定の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとす

る。

- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、当社所定の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の手続が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が上記(2)に定める口座に入金された日に発生する。

15. 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」といいます。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。本項は以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限り適用される。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4.に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記7.及び上記8.に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記9.に規定する本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上記9.に規定する本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

上記10.に準じて決定する。

(7) 新株予約権の取得事由及び取得条件

上記11.に準じて決定する。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する

事項

上記. 13 に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

16. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

17. 本新株予約権行使した際に生ずる 1 株に満たない端数の取決め

本新株予約権行使した本新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

18. その他

- (1) 発行要項の規定中、読み替えその他の措置が必要になるときは、会社法の規定及び本新株予約権の趣旨に従い、発行要項の規定の変更等当社が適切と考える方法により、必要な措置を講ずることができるものとする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上